

医療情報取得加算に関するご案内

2024年6月1日より、健康保険法の診療報酬改正に基づき、初診・再診時に「医療情報取得加算」を算定しております。

	区分	マイナ 保険証	診療報酬の 提供	診療点数
マイナンバーカードを 利用しなかった場合 初診：医療情報取得加算 1 再診：医療情報取得加算 3	初診	利用しない	なし	3点
	再診	利用しない	なし	2点
マイナンバーカードを 利用した場合 初診：医療情報取得加算 2 再診：医療情報取得加算 4	初診 再診	利用する	あり	1点

当院はオンライン資格確認について、下記の整備を行っています。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 特定健診情報、薬剤情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

石坂脳神経外科 院長